

独占禁止法・各国の競争法ニュースレター

オーストラリア新合併審査制度における「届出免除(waiver)」の概要

January 2026

In brief

本稿は、2026年1月1日から利用可能となる届出免除(waiver)(以下、「届出免除」といいます)に関するオーストラリア競争・消費者委員会(Australian Competition and Consumer Commission)(以下、「ACCC」といいます)の届出免除に関するガイダンス(Merger notification waivers: Interim guidance¹)(以下、「ガイダンス」といいます)の要点を整理し、同日施行の新たな義務的企業結合制度(以下、「新制度」といいます)における位置付けを解説するものです。

新制度が導入されるまで、オーストラリア競争法上運用されていた企業結合規制の下では、明確な要件に基づく届出義務を課されることはなく、あくまで任意で、企業結合の当事会社は、当該企業結合が関連市場において競争を実質的に制限する可能性があるか否かについてACCCの非公式の見解を求めることができました。

これに対し、2026年1月1日から、一定の閾値を充足する取得についてACCCへの事前届出と承認取得が義務付けられる新たな企業結合規制へ移行しており、本稿で取り上げる届出免除も併せて導入されました。また新制度開始に先立ち、ACCCは新たな届出免除オプションに関する暫定ガイダンスを公表しています。

なお、新制度の全体像については、2025年1月に発行したニュースレターをご参照ください²。

In detail

1. 新制度の位置付けと概要

新制度では、所定の届出閾値を満たす企業結合はACCCへの届出が必須となり、当該企業結合を実施できるか否かはACCCが決定します。また閾値未満の取引であっても、確実性の確保や競争法上問題となるリスクの除去を目的として、任意に届出をすることが可能です。これに対して、届出免除を申請し、これがACCCにより付与されれば、仮に当初は届出閾値を満たす蓋然性がある場合でも、当該企業結合について届出が不要となります。

¹ <https://www.accc.gov.au/about-us/publications/merger-notification-waivers-interim-guidance>

² <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20250118-2.html>

2. 届出免除(waiver)とは

届出免除は、例えば届出閾値を満たさない可能性が高い場合や、競争法上の問題が生じる可能性が明らかに低いと評価できる場合に、ACCCが届出不要と判断して、事実関係が明確で競争法上問題となるリスクが低い案件を迅速、簡易かつ低コストで取り扱うための手続です。届出免除とされた場合、その判断理由は、限定的な例外を除き、1営業日以内にACCCホームページのAcquisitions Registerに公表されます³。一方で、ACCCは届出免除申請日から25営業日以内に免除の可否を決定できない場合は届出免除を付与してはならないとされています。届出免除は、提出段階の初期情報のみで短期に判断可能であり、審査過程での追加情報の照会や第三者意見聴取を想定しない案件に適合します。

3. 届出免除と判断される要素

届出免除が決定される場合の主な要素としては、当事会社間の競合の限定性、市場範囲の明確性と市場集中度の低さなどが挙げられます。具体的には、画定された市場において、合算シェアが概ね5%程度にとどまる場合、あるいは垂直・混合型企業結合における競争法上の論点がない又は極めて限定的で、かつ各当事会社の市場シェアがいずれも5%未満である場合が例としてガイダンスに記載されています。

また、将来又は潜在的競争の喪失、顕著な独占又は寡占状況など、問題となりうる競争環境が存在しないこと、消費者に対する不利益のリスクが低いこと、そして第三者意見聴取の必要性が認められないことなども、届出免除が適合しうる状況と考えられます。さらに、例えばオフィスや倉庫用地などの資産の取得であって、当該資産が希少ではなく、競争者による同種資産の調達障壁が存在せず、かつ、仮に当事会社間が行おうとする企業結合が行われなかった場合に実現するであろう競争状況がより競争的市場となるとはいえない場合には、届出免除となりうる可能性が高いと考えられます。

4. ACCCによる届出免除審査の基準

届出免除の可否についてはACCCの裁量に委ねられていますが、その決定にあたっては次の4つの必須要素が考慮されます⁴。

- (1) 競争・公正な取引の促進及び消費者保護を通じた国民厚生を増進するという法の目的
- (2) 消費者の利益
- (3) 企業結合が実施された場合に届出閾値が適用される蓋然性
- (4) 企業結合が実施された場合に競争を実質的に制限することとなる蓋然性

簡易・迅速手続という趣旨から、競争を実質的に制限することとなる懸念が明らかに存在しないと判断できる場合には、届出閾値の該当性に関する最終結論に至ることなく届出免除の可否を判断し得るとされています。

5. 手続およびタイムライン

前述のとおり、ACCCが届出免除申請日から25営業日以内に届出免除付与の決定を下せない場合、届出免除は付与されません。決定後は、ACCCは当事会社(申請者)に対して書面で理由を通知し、1営業日以内にAcquisitions Registerに判断を公表します。

届出免除が付与されず、かつ当該企業結合が届出閾値に該当し、例外規定にも当たらない場合、当事会社は正式な企業結合の届出を行い、ACCCの決定を得るまでは当該取引を実行することができません。なお、前述のとおり、閾値未満であっても競争上の論点が見込まれる企業結合は、任意の届出をすることが可能です。

³ <https://www.accc.gov.au/public-registers/mergers-and-acquisitions-registers/acquisitions-register>

⁴ Competition and Consumer Act 2010 (Cth), Section 51ABV(2)(b)

6. 申請方法および手数料

2026年1月1日以降、ACCC ホームページのポータルを通じて申請し、申請フォームが求める情報一式を添付する必要があります。

手数料は A\$8,300 で、小規模事業者については手数料の限定的な免除が適用され得ます。なお、初期提出情報が不十分で、迅速かつ有効な判断が困難と ACCC が判断する場合、追加的なやり取りを経ることなく届出免除が付与されない可能性があります。

The takeaway

オーストラリアにおける M&A を検討する企業にとって、簡易な届出免除制度は、低コスト・最小限の手続で早期に取引実効の確実性を高めるための手段となり得ます。ACCC も、事実関係が明確でリスクの低い申請については、迅速な取り扱いを予定しており、当該届出免除制度に関する円滑な運用も期待されます。

もともと、届出免除は、競争法上の論点を内包する案件の「クリアランス」手段ではないため、届出免除の申請時における提出情報に上記論点が認められ、届出免除付与が困難と判断される場合には、ACCC は届出免除を付与せず、当事会社は新制度における通常の届出手続に進む可能性があることに留意が必要です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

独占禁止法・各国の競争法チーム

パートナー

弁護士

茂木 諭

satoshi.mogi@pwc.com

弁護士・カリフォルニア州弁護士

井手 瑠美

ニューサウスウェールズ州弁護士

David Thomas

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.